

町職員人事異動(4月1日付)

() 前職 昇格

【部長級】
 総務部長 山口正 福祉部長 福社部長 露木良久(議事事務局長)

【課長級】
 総務部税務課特別滞納整理担当課長 門松豊(企画部企画課広域問題担当課長) 同防災課長 齊藤香(同税務課収納強化担当課長) 環境整備部環境課環境センター所長 土屋喜久夫(同環境課環境センター所長) 議会事務局長 勝俣孝之(総務部防災課長) 教育委員会生涯学習課長 山口雅道(総務部庶務課主幹)

【主幹級】
 企画部企画課技幹 秘書担当 鈴木昇(同企画課副技幹) 同企画課主幹 企画政策担当 勝俣正志(総務部財務課主幹) 同企画課主幹 広域問題担当 勝俣徹(福祉部町民課副主幹) 総務部庶務課主幹 庶務担当 依田信幸(福祉部町民課宮城野出張所所長) 同税務課主幹 税制担当 信濃行治(福祉部長寿介護課副主幹) 同税務課主幹

幹 資産税担当 大津賢司(企画部企画課主幹) 福祉部町民課主幹 コミュニティ推進担当 小松克孝(環境整備部環境課主幹) 同町民課宮城野出張所長 杉崎豊(観光部観光振興課主幹) 同健康福祉課主幹 福祉担当 熊谷博(同健康福祉課主幹 福祉問題担当) 同健康福祉課二ノ平保育園長 国見節子(同健康福祉課宮城野保育園長) 同長寿介護課主幹 高年齢福祉担当 小野博司(同長寿介護課副主幹) 環境整備部環境課主幹 環境推進担当 関野勝廣(総務部税務課主幹) 同上下水道課浄水センター所長 勝俣肇(同上下水道課浄水センター所長) 観光部産業施設課主幹 施設管理担当 鳥居富郎(監査委員書記) 消防本部消防総務課長 山崎幸雄 同消防総務課長兼庶務係長事務取扱 同予防課長 千葉謙治(消防警備第1課主幹) 消防警備第1課第1課長 曾我隆男(同警備第1課長) 同警備第1課第2課長 阿部佳信

防本部予防課長) 同警備第1課救急担当課長 鈴木直幸(同警備第1課救急第1係長) 同警備第2課第1課長 神戸富士雄(同警備第2課長) 同警備第2課第2課長 石川道夫(同警備第2課主幹) 同警備第2課救急担当課長 川畑昇(同警備第2課救急第2係長) 同湯本分署主幹 本多久義(消防本部消防総務課警防係長)

【副主幹級】
 総務部財務課副主幹 財務班 川口将明(同税務課副主幹) 福祉部町民課副主幹 町民班 伊澤肇(環境整備部上下水道課副主幹) 同町民課副主幹 保険班 木邊晉敏(教育委員会学校教育課副主幹) 同健康福祉課宮城野保育園長 田中直子(同健康福祉課二ノ平保育園長) 環境整備部環境課副主幹 環境推進班 澤地彩江(福祉部町民課副主幹) 同環境課副技幹 美化班 飯田好雄(同上下水道課技幹) 同環境課環境センター副主幹 湯山敏(同環境課副主幹) 同上下水道課副技幹 水道班 足立邦彦(同上下水道課浄水センター副技幹) 観光部観光振興課副主幹 国際交流推進班 吉田功(教育委員会生涯学習課副主幹) 監査委員書記 小林慎一(環境整備

備部地域整備課副主幹) 教育委員会学校教育課副技幹 庶務班 加藤昌治(福祉部健康福祉課副技幹) 同学校教育課副主幹 学校教育班 勝俣泰彦(福祉部町民課副主幹) 同生涯学習課副技幹 文化財保護班 鈴木康弘(同生涯学習課郷土資料館副技幹) 同生涯学習課副主幹 体育班 三浦隼(企画部土地利用計画課主査) 同湯本幼稚園園長 土屋あつみ(同箱根幼稚園園長) 同箱根幼稚園副園長 工藤純子(同仙石原幼稚園園長) 消防本部消防総務課庶務係長 落合靖(同消防総務課主査) 同消防総務課警防係課主査 関田和明(消防警備第2課主査) 消防警備第1課警備第1係長 吉田誠(同湯本分署第2係長) 同湯本分署第2係長 齊藤利久(同湯本分署第2係救急隊長)

【3月31日付定年退職者】
 石井克典(総務部長) 石橋誠子(教育委員会湯本幼稚園園長) 小宮山栄子(総務部庶務課) 菊地健太郎(環境整備部環境課環境センター) 柄谷昌子(教育委員会箱根幼稚園) 東海林登美子(同箱根小学校)

町民交通傷害保険に加入しましょう

- 万一の交通事故に備え、町民交通傷害保険を取り扱っています。家族みんなで加入しましょう。
- 加入期間
4月1日～翌年3月31日までの1年間⇒中途加入もできます。
 - 加入資格
町内に在住、在勤または通学している方
 - 保険料
1口360円(年額)で、1人2口まで加入できます。⇒中途加入の場合は、月割額が1口30円です。
 - 保険の対象

保険が支払われる場合は、国内での車両(電車・自動車・二輪車・自転車など)の衝突・横転事故、または歩行中の車両との接触事故です。ただし、航空機・船舶などによる事故は支払いの対象になりません。

- 支払われる保険金
(1)死亡または事故による後遺障害認定を受けた場合...100万円
(2)けがをして、医師の治療を受けた場合(治療期間によって)...5千円～12万円
- その他
この保険は、他の保険(健康・労災・生命・傷害・自動車保険)などと関係なく、保険金が支払われます。

問合せ先 防災課 ☎5-9562

箱根町をきれいにする条例(ポイ捨て防止条例)「町の責務・罰則などについて」



空き缶などのごみの散乱を防止し、箱根町を美しく快適な環境にすることを目的とした「箱根町をきれいにする条例」(ポイ捨て防止条例)について、最終回の今日は「町の責務」と条例に違反した場合に町が行う指導や罰則などについて説明します。

《町の責務》
 町は、町民や観光客・事業者などに、地域の環境美化に関し

ての啓発活動を行うとともに、空き缶などごみの散乱防止対策を総合的、計画的に実施していきます。

《条例に違反した場合》
 条例では、町民や観光客・事業者などの禁止行為について規定していますが、それに違反した場合に町は次のような段階を経て、最終的には罰金が課されます。

- 指導・勧告
①ごみが著しく散乱している場所には、所有者等に対し、散乱を防止するための措置をするよう指導します。
 - ポイ捨てや落書きなどの行為をした場合は、現状に戻すよう指導します。
 - 自動販売機の届出や回収容器の設置をしていない場合は、届出や回収容器の設置について指導します。
- これらの指導に従わない場合、町は必要な措置をとるよう勧告をします。

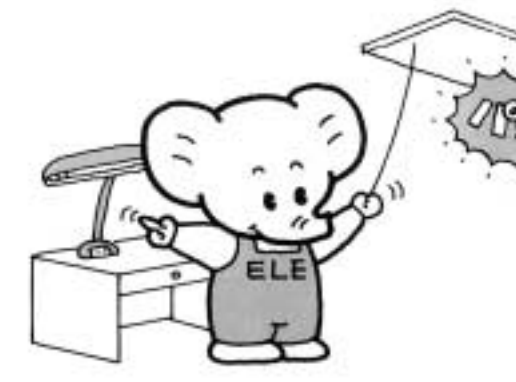
- 命令・立入調査
①勧告に対して正当な理由がなく従わないときは、その勧告に従うよう命令します。また、この段階で違反者の氏名等を公表することができます。
- 町は必要な場所に立ち入り、自動販売機の回収容器の設置などについて調査をすることができま
- 罰則
次のような場合で、町の命令に従わなかったときは、罰金が課されます。

自動販売機の回収容器を設置しなかった場合
 5万円以下の罰金
 自動販売機の設置届をしなかった場合
 3万円以下の罰金
 ポイ捨てなどの禁止行為を行った場合
 2万円以下の罰金



16年度は1千万円あまりの予算をかけて対応していくこととされていますが、ポイ捨てなどの問題について、それぞれの方が少しずつ気をつければ、この予算はずっと減らせて、別に有効的な活用ができるはずで

日々の生活の中で、「ポイ捨てはしない」「ごみは持ち帰る」ということだけではなく、「ごみをみかけたら拾う」ということまでも心がけていけば、身のまわりの環境は、もっと素晴らしいものになっていくと思います。



地球にやさしい省エネライフ 省エネで節約&温暖化ストップ

照明はこまめに消灯を！
 必要のないときも照明をつけっ放しにしているませんか？
 照明をこまめに消灯することに努めましょう。